

新型コロナウイルス感染防止のための現場体制について

各位

記

弊社では、4月6日より内閣総理大臣による緊急事態宣言を受け、在宅勤務の推奨と工事現場の作業人数の削減を行ってまいりました。しかしながら、4月16日国の新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受け、岐阜県の古田肇知事は17日の記者会見で、一部の業種に休業協力要請を18日から5月6日まで行う決定をしました。（建設業は対象となっておりません。）しかしながら弊社としましては、喫緊の問題としてウイルス感染防止に努めます。以下のことを決定し、ご報告いたします。

- ・事務所は2名以下、基本的に在宅またはリモートワークにて対応。
- ・対面による接客・打合せは4月19日～5月6日までは行わない。
- ・工事現場における人員は同時に2名まで。
- ・万一弊社スタッフ及び近親者に体調不良者が出た場合、または岐阜県などの感染者が急増の際は直ちに事務所および工事作業を休止。 休止期間は当面2週間とする。

工事をお待ちいただいているお客様には大変ご迷惑をおかけするかと存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上